

令和8年度【次世代自動車用】

江東区地球温暖化防止設備購入助成事業

(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)

◆ 申請受付期間

※購入後の申請となります。

・令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)必着

・当該次世代自動車の初度登録日の翌日から1年以内

◆ 助成対象者

車の使用の本拠の位置が江東区にある個人所有者(自家用車に限る。)

(※ただし、所有権留保付ローン購入の場合は車の使用者が申請可能です。)

次の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- 初度登録から申請時まで引き続き**江東区内に住所を有していること。**
- 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 次世代自動車の販売・譲渡を目的としていないこと。
- 申請者は、**購入した車の契約者**であり、**領収書の名義人**であり、かつ助成金の**振込み口座の名義人**であること。(所有権留保付ローン購入を除く。)
- 中古車・リース購入でないこと。
- (過去に江東区の当助成を受けていた場合)本区の次世代自動車の申請を受けてから5年を経過していること(令和4年度以降に本助成を受けた方は対象外です。)

この事業は、「みどり・温暖化対策基金」を活用しています。

【受付窓口・郵送先】

江東区 温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号

江東区役所隣 防災センター6階 5番窓口

TEL 03-3647-6124 FAX 03-5617-5737

(※出張所では受け付けしていません。)

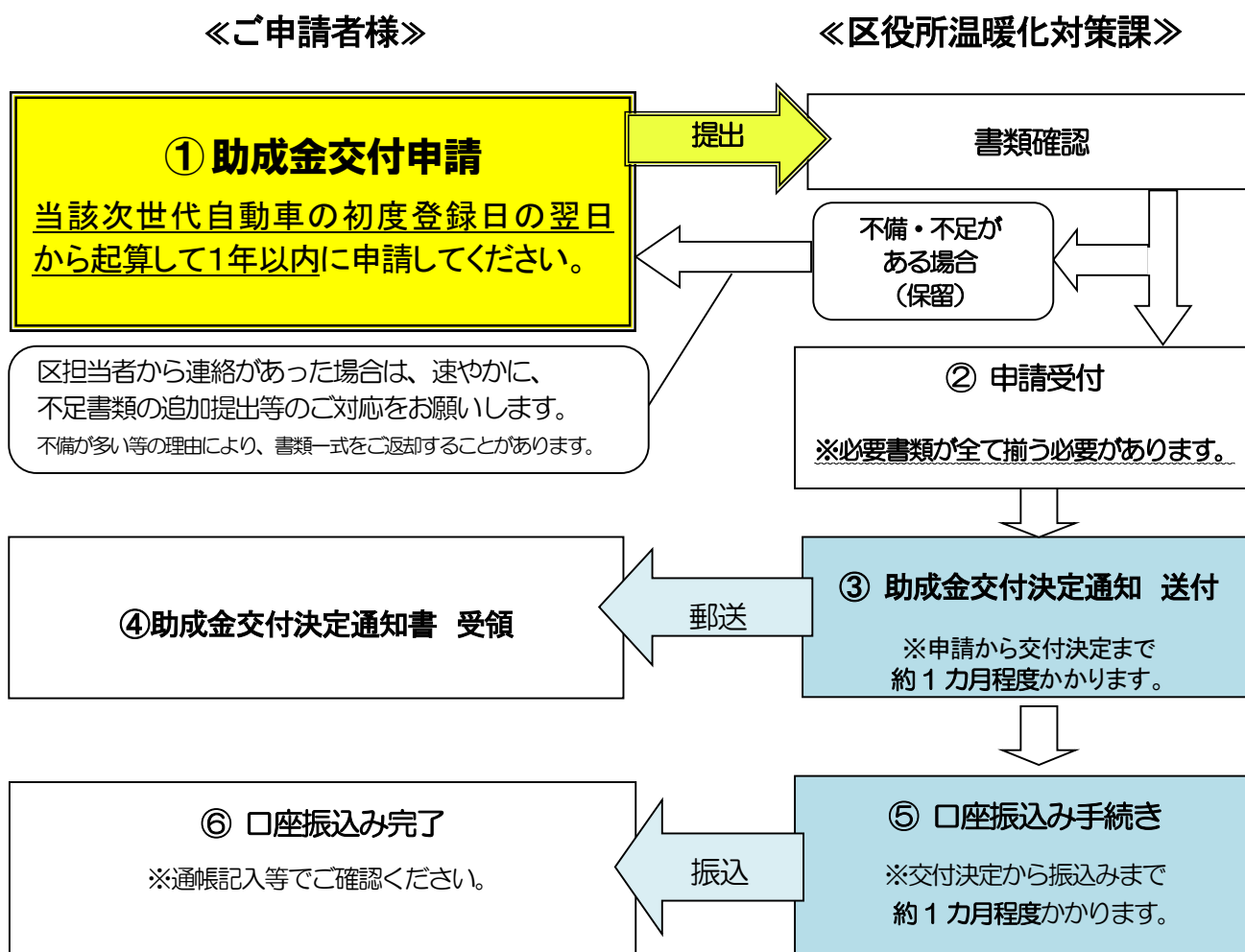


◆助成対象設備・助成金額

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

設備に係る要件	助成金の額
<p>経済産業省の実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」における補助対象車両となっている、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車。</p> <p>対象車両は、以下のURLよりお調べいただけます。</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センター https://www.cev-pc.or.jp</p>	<p>一律 100,000円</p> <p>ただし、区の助成金額と他の補助金の合計額が実支出額を上回る場合は、実支出額から他の補助金を差し引いた額(1,000円未満切り捨て)とします。</p>

◆ 申請手続きの流れ



※ ②申請受付～⑥口座振込み完了まで2か月程度かかる見込みです。
 ※ 申請状況等により、審査・振込手続きに時間を要する場合があります。

◆ 申請に必要な書類

- ・様式(書類の名称の最後に★印がついているもの)は、区のホームページより印刷できます。
- ・様式の記入について、パソコンによる入力(提出はプリントアウトしたもの)も可能です。

地球温暖化防止設備 購入助成金交付申請 (第1号様式) ★	◇初度登録日の翌日から1年以内の車を対象となります。 ◇国等助成金額がない場合は0円とご記入ください。 ◇ <u>誓約事項のチェック欄すべてにシ印を必ずご記入ください。</u> <u>(必ず申請者本人が、誓約事項の内容をご確認ください。)</u>
地球温暖化防止設備 購入助成金請求書 (第2号様式) ★	申請者本人の口座等を記入してください。申請者以外の口座への振込みはできません。 ◇押印箇所2か所あり。※スタンプ印不可。
本人確認書類の写し	以下の本人確認ができる書類の写し(いずれか一つ) ① 個人番号カード(表面のみ) ② 運転免許証、運転経歴証明書 ③ 健康保険の資格確認書 ※健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は本人確認書類として利用できません。 ※③の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングしてください。
自動車検査証記録事項 の写し	交付年月日(登録年月日)や、車の使用者、所有者、使用の本拠の位置などの要件を確認いたします。 ◇自動車検査証ではなく、「 <u>自動車検査証記録事項</u> 」の写しをご提出ください。
補助対象車両一覧表	一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されている補助対象車両一覧のうち、申請対象車両の該当部分を提出してください。
領収書等の写し	車両購入に係る申請者名義の領収書を提出してください。 ※車両代金の全額分に相当する領収書が複数枚に分かれる場合は、 <u>すべて(複数枚)の領収書の写し</u> を提出してください。 ※社印等の押印がある領収書をご用意ください。 ※領収書が用意できない場合は、下記のとおりご対応願います。 【銀行振込み等で領収書がない場合】 ・銀行発行の「 <u>振込み証明書</u> (振込み金受取書の写し・金融機関発行の振込み控えの写し等)」 【ローン購入の場合】 ・「 <u>自動車販売会社から銀行・クレジット会社・ファイナンス会社宛ての領収書の写し</u> (※併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。)」 または「 <u>ローン契約書の写し</u> 」 ・ <u>頭金等で一部現金支払いがある場合は、その分の領収書の写しも提出してください。</u>
注文書(契約書) または請求書の写し	車名及び購入価格など、車両購入の詳細がわかるもの、かつ、 <u>領収書の金額との一致が確認できるもの</u> を提出してください。 (例)車両購入の注文書・請求書など
委任状 ★	申請者本人に代わって、 <u>代理の方が申請を行う場合には必ずご提出ください。</u> ◇家族等が代理で申請を行う場合も必ず提出してください。

◆ 申請書提出にあたってのご注意

- 申請は、当該次世代自動車の初度登録日の翌日から1年以内までに、必要書類が全て揃う必要があります。直前の申請の場合、申請書類の不備等により受付できない可能性もありますので、余裕をもったご申請をお願いします。
- 郵送又は窓口にて申請してください。
- 申請者本人に代わって代理の方が申請をする場合は、申請者の委任状が必要です。
- 様式に決まりがないものは、全て A4 サイズの用紙で提出してください。
- 申請書等の記入にあたり、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。
- 申請書類の控えが必要な場合は、申請前に申請者ご自身でコピーをお取りください。
- 中古車(新古車含む)・リース購入は助成対象外です。
- 本助成事業は、国や都が併用を認めている場合、それらの補助金と併用が可能です。

【国の補助金についての問合せ先】

- ・一般社団法人次世代自動車振興センター
URL:<https://www.cev-pc.or.jp> TEL:0570-001-136

【都の補助金の問合せ先】

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)
<https://www.tokyo-co2down.jp/contact/> TEL:03-5990-5236(総合相談窓口)